

## 平成21年(ワ)第5717号損害賠償請求事件

### 【事件の概要】

文書作成システムについての特許を有する原告が損害賠償請求を求めた事件である。

裁判所は、通常用語の意味、明細書等を参酌して「文法辞書」「統合的に登録」の用語の意義を解釈した上で、非侵害と判断した。

### 【事件の表示、出典】

知財高裁ホームページ

### 【参照条文】

特許法70条

### 【キーワード】

通常用語の意味

## 1. 特許の内容

### 【請求項1】

- A 仮名入力手段(10)と、仮名漢字変換装置部(1)とを備える文書作成システムであって、
- B 仮名漢字変換装置部(1)は、文法辞書(12)と、仮名漢字変換部(11)とを有し、
- C 文法辞書(12)は、現代仮名遣いの文法規則並びに歴史的仮名遣いの文法規則及び各仮名遣いに対する漢字候補を統合的に登録してあり、
- D 仮名漢字変換部(11)は、仮名入力手段(10)から入力された文字列を、文法辞書(12)を参照して仮名漢字変換して仮名漢字混じり文字列として出力し、
- E 変換された仮名漢字混じり文字列は、特定の文字コード体系のコードで記憶する文書作成システム。

## 2. 裁判所の判断

### (1) 文法辞書

本件特許出願当時において、「辞書」とは、「ワード・プロセッサ・自動翻訳システムにおいて、漢字・熟語・文法などを登録してあるファイル」(乙38)を意味していたことからすると、本件特許発明のように仮名漢字変換をする文書作成システムの技術分野における「文法辞書」は、「ファイル」とであると解される。

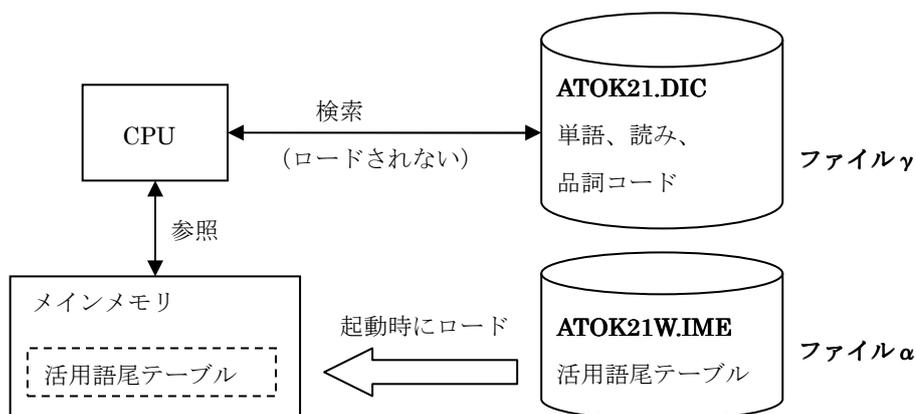
・・・

したがって、本件特許発明における「文法辞書」とは、現代仮名遣いの文法規則並びに歴史的仮名遣いの文法規則及び各仮名遣いに対する漢字候補を統合的に登録した「ファイル」であって、仮名漢字変換部によって参照されるものであると解される。

### (2) 統合的に登録

構成要件Cの「統合的に登録」とは、現代仮名遣い又は歴史的仮名遣いで入力された仮名文を変換するに当たって、現代仮名遣いの文法規則並びに歴史的仮名遣いの文法規則及び各仮名遣いに対する漢字候補を同様に参照して変換できるように登録することを意味すると解される。

### (3) 被告装置の構成



例. 「わらふ」を入力した場合。

- ① [起動時] **ATOK21W.IME** から活用語尾テーブルをメインメモリにロード。
- ② **ATOK21.DIC** から単語を検索。 わら (笑) ーふ
- ③ **ATOK21.DIC** を参照して、単語の品詞を特定。 ハ行4段活用の動詞
- ④ メインメモリにロードされた**活用語尾テーブル**を参照して、活用語尾が適切かチェック。  
「笑」に対して、語尾「ふ」は、適切
- ⑤ 語尾を付した文節を生成。

### (4) 属否

・・・品詞コードと活用語尾テーブルを併せたものが「現代仮名遣いの文法規則並びに歴史的仮名遣いの文法規則」に当たると認められる。

また、ファイル $\alpha$  (ATOK21W.IME)はアプリケーションの起動時にメインメモリ上にロードされ、メインメモリ上に展開されたまま動作するため、ファイル $\alpha$ 内に格納された「活用語尾テーブル」は、仮名漢字変換に当たり参照される際にはメインメモリ上に展開されており、ファイルとして存在するものとは認められない。

・・・被告装置の仮名漢字変換部は、「ファイル」としての「文法辞書」を参照するものと認めることはできない。

#### 4. 検討

ファイルのデータを参照する際には、そのデータはメモリ上にロードされると考えられる。起動時にロードすることと、検索の都度メインメモリに展開することは本質的な差異とは思われない。

原告も、この点を指摘しているが、裁判所は、原告の主張に対して答えていない。

(弁理士 鈴木 守)